

## 要旨

筆者は 3 年前に外交史料館に着任して以来、一貫して思い続けていることがある。それは、「幅広い世代の、様々な人々に、この素晴らしい外交史料を見て頂きたい」という思いである。

当館は、幕末以来の外交史料を保存し、一般の利用に供している外務省の施設である。11 万 5 千点の外交史料を所蔵しており、これらの史料は、閲覧室、展示室において、誰でも利用が可能である。

しかし、当館利用者の年齢層、職業等を分析すると、そこには偏りが見られる。閲覧室の利用者は約 6 割が研究者であり、閲覧室も展示室も、子どもの姿はめったにない。なぜ、こうした状況が生じているのだろうか。「幅広い世代の、様々な人々」に利用してもらうためには、どのような取組をするべきなのだろうか。

本稿では、こうした問題意識に基づき、外交史料館における利用の促進について考察していく。

第 1 章では、まず、「利用の促進」に関する法令を確認した。公文書管理法第 23 条は、「国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。」と規定しており、利用の促進についての努力義務を明示している。さらに、同条の「一般の利用」という言葉に注目し、同条は、「子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層、また、多種多様な職業や関心事項を持つ人々」への利用促進の努力義務を明示しているものと考えた。

その上で、当館における取組を分析した。当館では、利用の促進に向けた様々な取組を実施しているものの、そこには、「幅広い世代の、様々な人々」という視点が欠けていると考えた。そこで、「幅広い世代の、様々な人々」への利用の促進の意義について考察した。

第 2 章では、他の公文書館（国立公文書館、埼玉県立文書館）における取組状況を調査し、その特徴を分析した。両者ともに、見学ツアー等における対象年齢の幅広さ、利用者に寄り添った取組、教育機関への支援、利用しやすい環境の整備に力を入れている。

第 3 章では、第 1 章、第 2 章を踏まえ、当館の今後の取組を検討した。1 点目は「教育支援」である。教育支援はそれ自体に大きな意義があるだけでなく、教育機関側にとっても有益であり、このため、教育支援の実施は極めて意義が高いと考えた。具体的な取組として、社会科見学の受入れや夏休みの見学ツアーを提案し、その試案を作成した。2 点目は「魅力的な展示」である。「幅広い世代の、様々な人々」に利用してもらうためには、魅力的な展示を行うことが重要である。そこで、企画展示「カラフルな外交史料たち」の試案を作成した。3 点目は、上記 2 点「教育支援」、「魅力的な展示」を効果的・効率的に実施するための手段として、「広報活動の強化」を提案した。

この 3 つのアプローチにより、「幅広い世代の、様々な人々」による利用が促進されることを目指したい。